

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成 28 年 8 月 24 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600150号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600071号

## 第1 結論

- 1 昭和48年4月8日から同年5月1日までの請求期間のうち、同年4月9日から同年5月1日までの期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年5月1日から同年4月9日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和48年4月9日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年4月1日から昭和48年11月1日に訂正し、同年11月から昭和49年3月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和48年11月1日から昭和49年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年4月8日から同年5月1日まで  
② 昭和48年11月1日から昭和49年4月1日まで

私は、昭和46年5月頃にC社に正職員として就職し、同社が経営するD事業所にE職として勤務していた。途中、昭和48年4月頃から同年11月頃までは、A事業所に異動し、同年11月頃に再びD事業所に戻ったが、両事業所間の異動時には空白期間は無く、継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②の被保険者記録が無い。

請求期間当時の給料明細書を提出するので、年金額に反映しなくても事実即した被保険者期間に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和48年4月頃にC社が経営するD事業所からA事業所に異動したが、両事業所間の異動時には空白期間は無く、継続して勤務していたと主張しているところ、i) C社から提出された、請求者が昭和48年4月8日に同社において被保険者資格を喪失した際の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の備考欄に「昭和48年4月7日退職」と記載されていること、ii) B社が「請求者のA事業所に係る在籍期間は、昭和48年4月9日から同年10月31日までである。」と回答していること、iii) C社が提出したF連合会の退職者慰労会加入履歴により、請求者は、請求期間①のうち、昭和48年4月9日から同年4月30日までの期間について、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求期間①に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かについては、当時の資料が無いため不明である旨回答している上、請求者が所持する請求期間①のA事業所に係る給料明細書によると、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録を年金額に反映しなくても、本来の記録されるべき正しい記録に訂正してほしい旨陳述しているところ、上述のとおり、請求者は、請求期間①のうち、昭和48年4月9日から同年4月30日までの期間において、A事業所に勤務していたことが認められる上、B社の担当者の陳述及び請求者が所持する給料明細書により、請求者は、当該期間において厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと考えられ、報酬が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、請求者が請求期間①のうち、昭和48年4月9日から同年4月30日までの期間に支払を受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、資格取得時の標準報酬月額の決定に係る日本年金機構G事務センターの回答から、10万4,000円であると認められる。

したがって、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、昭和48年4月9日であると認められ、同年4月の標準報酬月額を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間①のうち、昭和48年4月8日については、上述のC社から提出された資料及びB社の回答から、請求者の当該期間におけるC社又はA事業所に係る勤務実態について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、昭和48年4月8日における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、

昭和 48 年 4 月 8 日については、請求者が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、昭和 48 年 11 月頃に A 事業所から C 社が経営する D 事業所に異動したが、両事業所間の異動時には空白期間は無く、継続して勤務していたと主張しているところ、C 社の回答及び同社から提出された F 連合会の退職者慰労会加入履歴により、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C 社は、厚生年金保険料は翌月控除であったが、請求期間②に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かについては、当時の資料が無いため不明である旨回答している上、請求者が所持する同社に係る給料明細書によると、当該期間のうち、昭和 48 年 11 月から昭和 49 年 1 月までの期間及び同年 3 月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、昭和 49 年 2 月の厚生年金保険料については、請求者から C 社に係る同年 3 月分のものであるとして提出された給料明細書は、同年 2 月の厚生年金保険料の控除額の記載が確認できるものの、当該明細書には事業所名称及び発行年の記載が無く、氏名欄には当初記載しかけた他者の名を消し、請求者の氏名に訂正した跡が確認できること、i) 同社は、当該明細書について、同社が同年 3 月分として請求者に対して発行した給料明細書である確証が持てず、また、前後の月を含めた明細書の記載内容等からも同一人（請求者）の給料明細書と断定することが困難である旨回答していること、ii) 請求者が所持する同社が発行した「昭和 49 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料の金額は、請求者が所持する同年 5 月分から同年 12 月分までの給料明細書に記載されている同年 4 月から同年 11 月までの健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と一致することから、当該明細書は、請求者の同社に係る同年 3 月分のものではないと判断され、同年 2 月の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録を年金額に反映しなくても、本来の記録されるべき正しい記録に訂正してほしい旨陳述しているところ、上述のとおり、請求者は、当該期間において、C 社に勤務していたことが認められる上、同社の回答及び請求者が所持する当該期間に係る給料明細書により、請求者は、当該期間において厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと考えられ、報酬が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、請求者が請求期間②に支払を受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、資格取得時の標準報酬月額の決定に係る日本年金機構 G 事務センターの回答から、20 万円であると認められる。

したがって、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、昭和 48 年

11月1日であると認められ、同年11月から昭和49年3月までの標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600142号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600015号

## 第1 結論

昭和39年\*月から昭和44年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年\*月から昭和44年6月まで

私が20歳になった昭和39年\*月頃に、両親が、市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。請求期間の国民年金保険料については、私が結婚するまで、両親が、自宅に来ていた集金人に自分たち夫婦の保険料と一緒に私及び私の姉の分を納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続き及び請求期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付したとする両親は既に亡くなっており、証言を得ることはできないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、自身が20歳になった昭和39年\*月頃に、両親が、請求者の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続きが行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年8月から同年10月頃と推認され、請求者の主張と一致しない。

さらに、前述の推認される国民年金の加入手続き時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録においても、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和50年9月1日であることが確認できることから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の手帳記号番号

が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。